

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 7 月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 松本 あかね

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1185

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト - ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(Nomura Master Select - U.S. High Yield Bond Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券100億豪ドル（約9,483億円）を上限とします。
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）（約8,875億円）を上限とします。
Cクラス受益証券100億米ドル（約 1 兆2,373億円）を上限とします。
Dクラス受益証券100億米ドル（約 1 兆2,373億円）を上限とします。
Eクラス受益証券100億米ドル（約 1 兆2,373億円）を上限とします。

（注）豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、2015年 5 月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 豪ドル = 94.83円、 1 NZドル = 88.75円および 1 米ドル = 123.73円）によります。以下、豪ドル、NZドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成27年4月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・マスター・セレクト・ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Nomura Master Select - U.S. High Yield Bond Fund, a Series Trust of Nomura Master Select)（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

（2015年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	1,098,914,258.01	97.26
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		30,969,660.39	2.74
純資産総額		1,129,883,918.40 (139,800,537,224円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）米ドルの円貨換算は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝123.73円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（２）運用実績

純資産の推移

2014年6月1日から2015年5月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2014年6月末日	623,134,074.04	59,091,804,241	10.14	962
7月末日	610,521,504.72	57,895,754,293	9.95	944
8月末日	610,085,082.15	57,854,368,340	10.01	949
9月末日	587,921,195.22	55,752,566,943	9.70	920
10月末日	590,412,387.26	55,988,806,684	9.79	928
11月末日	575,153,734.90	54,541,828,681	9.66	916
12月末日	558,031,543.15	52,918,131,237	9.48	899
2015年1月末日	551,483,685.01	52,297,197,849	9.48	899
2月末日	550,815,390.00	52,233,823,434	9.57	908
3月末日	537,793,630.56	50,998,969,986	9.45	896
4月末日	536,875,474.57	50,911,901,253	9.49	900
5月末日	529,868,982.54	50,247,475,614	9.42	893

（注）豪ドルの円貨換算は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝94.83円）によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2014年6月末日	225,138,918.28	19,981,078,997	9.59	851
7月末日	219,150,518.23	19,449,608,493	9.40	834
8月末日	217,867,409.31	19,335,732,576	9.46	840
9月末日	209,338,975.52	18,578,834,077	9.18	815
10月末日	209,231,303.48	18,569,278,184	9.27	823
11月末日	205,185,809.11	18,210,240,559	9.16	813
12月末日	198,386,047.93	17,606,761,754	9.00	799
2015年1月末日	196,289,239.73	17,420,670,026	8.99	798
2月末日	197,087,274.45	17,491,495,607	9.09	807
3月末日	193,578,878.39	17,180,125,457	8.99	798
4月末日	193,481,813.88	17,171,510,982	9.02	801
5月末日	190,352,046.33	16,893,744,112	8.96	795

(注) ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)の円貨換算は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=88.75円)によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2014年6月末日	384,949,186.18	47,629,762,806	9.80	1,213
7月末日	383,958,719.63	47,507,212,380	9.62	1,190
8月末日	381,687,482.62	47,226,192,225	9.70	1,200
9月末日	363,625,870.52	44,991,428,959	9.44	1,168
10月末日	360,216,009.85	44,569,526,899	9.54	1,180
11月末日	348,403,914.32	43,108,016,319	9.43	1,167
12月末日	328,703,811.05	40,670,522,541	9.29	1,149
2015年1月末日	317,551,972.69	39,290,705,581	9.31	1,152
2月末日	316,659,386.67	39,180,265,913	9.43	1,167
3月末日	312,438,489.25	38,658,014,275	9.33	1,154
4月末日	314,017,780.23	38,853,419,948	9.38	1,161
5月末日	308,107,308.93	38,122,117,334	9.35	1,157

米ドル(豪ドル)受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2014年6月末日	94,202,121.98	11,655,628,553	9.14	1,131
7月末日	91,182,774.09	11,282,044,638	8.85	1,095
8月末日	90,246,578.01	11,166,209,097	8.94	1,106

9 月末日	77,486,497.15	9,587,404,292	8.10	1,002
10月末日	78,456,935.59	9,707,476,641	8.22	1,017
11月末日	74,454,973.88	9,212,313,918	7.85	971
12月末日	69,499,688.63	8,599,196,474	7.41	917
2015年 1 月末日	61,585,024.16	7,619,915,039	7.00	866
2 月末日	61,861,506.58	7,654,124,209	7.10	878
3 月末日	58,317,781.05	7,215,659,049	6.84	846
4 月末日	59,579,221.55	7,371,737,082	7.06	874
5 月末日	57,023,491.59	7,055,516,614	6.82	844

米ドル（リアル）受益証券

	純資産総額		1 口当り純資産価格	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
2014年 6 月末日	461,630,303.93	57,117,517,505	6.25	773
7 月末日	436,268,680.92	53,979,523,890	5.93	734
8 月末日	438,835,367.41	54,297,100,010	6.05	749
9 月末日	376,829,527.28	46,625,117,410	5.34	661
10月末日	372,202,440.82	46,052,608,003	5.36	663
11月末日	340,608,724.42	42,143,517,472	5.03	622
12月末日	306,722,793.24	37,950,811,208	4.75	588
2015年 1 月末日	283,875,130.34	35,123,869,877	4.68	579
2 月末日	269,062,875.56	33,291,149,593	4.40	544
3 月末日	231,296,296.06	28,618,290,712	3.87	479
4 月末日	240,799,285.62	29,794,095,610	4.07	504
5 月末日	223,773,706.42	27,687,520,695	3.79	469

分配の推移

（１口当り、課税前）

	豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	（豪ドル）	（円）	（NZドル）	（円）
2014年 6 月	0.09	8.53	0.09	7.99
7 月	0.09	8.53	0.09	7.99
8 月	0.09	8.53	0.09	7.99
9 月	0.09	8.53	0.09	7.99
10月	0.09	8.53	0.09	7.99
11月	0.09	8.53	0.09	7.99
12月	0.09	8.53	0.09	7.99
2015年 1 月	0.09	8.53	0.09	7.99
2 月	0.09	8.53	0.09	7.99
3 月	0.09	8.53	0.09	7.99
4 月	0.09	8.53	0.09	7.99
5 月	0.09	8.53	0.09	7.99
設定来累計	5.94	563.29	5.94	527.18

（１口当り、課税前）

	米ドル受益証券		米ドル（豪ドル）受益証券	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
2014年 6 月	0.05	6.19	0.08	9.90
7 月	0.05	6.19	0.08	9.90
8 月	0.05	6.19	0.08	9.90
9 月	0.05	6.19	0.08	9.90
10月	0.05	6.19	0.08	9.90
11月	0.05	6.19	0.08	9.90
12月	0.05	6.19	0.08	9.90
2015年 1 月	0.05	6.19	0.08	9.90
2 月	0.05	6.19	0.08	9.90
3 月	0.05	6.19	0.08	9.90
4 月	0.05	6.19	0.08	9.90
5 月	0.05	6.19	0.08	9.90
設定来累計	3.53	436.77	4.16	514.72

（１口当たり、課税前）

	米ドル（リアル）受益証券	
	（米ドル）	（円）
2014年 6 月	0.10	12.37
7 月	0.10	12.37
8 月	0.10	12.37
9 月	0.10	12.37
10月	0.10	12.37
11月	0.10	12.37
12月	0.10	12.37
2015年 1 月	0.10	12.37
2 月	0.10	12.37
3 月	0.10	12.37
4 月	0.10	12.37
5 月	0.10	12.37
設定来累計	6.04	747.33

収益率の推移

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2014年 6 月 1 日から2015年 5 月末日	3.75

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2014年 6 月 1 日から2015年 5 月末日	5.02

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2014年 6 月 1 日から2015年 5 月末日	2.05

米ドル（豪ドル）受益証券

期間	収益率（％）（注）
2014年 6 月 1 日から2015年 5 月末日	-13.46

米ドル（リアル）受益証券

期間	収益率（％）（注）
2014年 6 月 1 日から2015年 5 月末日	-18.86

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2015年 5 月末日の受益証券 1 口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2014年 5 月末日の受益証券 1 口当たり純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2009年（2009年10月26日から2009年12月末日）	3.90
2010年（2010年1月1日から2010年12月末日）	14.27
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	4.86
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	15.50
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	5.56
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	4.24
2015年（2015年1月1日から2015年5月末日）	4.11

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2009年（2009年10月26日から2009年12月末日）	4.10
2010年（2010年1月1日から2010年12月末日）	12.98
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	2.65
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	13.91
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	5.86
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	5.33
2015年（2015年1月1日から2015年5月末日）	4.56

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年3月30日から2010年12月末日）	7.70
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	0.68
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	11.93
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	3.57
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	2.27
2015年（2015年1月1日から2015年5月末日）	3.34

米ドル（豪ドル）受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年12月27日から2010年12月末日）	1.10
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	5.54
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	16.85
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-8.40
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	-3.13
2015年（2015年1月1日から2015年5月末日）	-2.56

米ドル（リアル）受益証券

期間	収益率（％）（注）
----	-----------

2010年（2010年12月27日から2010年12月末日）	1.70
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	-3.15
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	8.31
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-4.10
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	0.85
2015年（2015年1月1日から2015年5月末日）	-9.68

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2015年については5月末日）の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

2009年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

豪ドル受益証券 10豪ドル

NZドル受益証券 10NZドル

2010年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

米ドル受益証券 10米ドル

米ドル（豪ドル）受益証券 10米ドル

米ドル（リアル）受益証券 10米ドル

ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2014年6月1日から2015年5月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2015年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
豪ドル受益証券	7,830,525 (7,830,525)	11,193,065 (11,193,065)	56,222,473 (56,222,473)
N Z ドル受益証券	1,567,567 (1,567,567)	3,569,355 (3,569,355)	21,227,464 (21,227,464)
米ドル受益証券	8,479,989 (8,479,989)	15,218,318 (15,218,318)	32,952,914 (32,952,914)
米ドル（豪ドル）受益証券	1,570,157 (1,570,157)	2,839,323 (2,839,323)	8,349,963 (8,349,963)
米ドル（リアル）受益証券	9,311,797 (9,311,797)	23,960,481 (23,960,481)	59,028,084 (59,028,084)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本文の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝123.73円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・マスター・セレクト - ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

貸借対照表

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

	2015年 4 月30日		2014年10月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
流動資産				
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産 (注 2、注 3)	1,047,426,082	129,598,029	1,381,165,942	170,891,662
現金および現金同等物 (注 2、注 3)	141,406,395	17,496,213	121,495,847	15,032,681
未収金：				
発行受益証券	3,939,758	487,466	4,270,490	528,388
投資対象ファンドからの割戻報酬 (注 7)	315,877	39,083	415,486	51,408
前払金	2,126	263	632	78
資産合計	1,193,090,238	147,621,055	1,507,348,397	186,504,217
負債				
流動負債				
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融負債 (注 2、注 3)	2,221,796	274,903	4,292,090	531,060
未払金：				
買戻受益証券	5,820,193	720,132	8,932,473	1,105,215
投資顧問会社報酬 (注 6)	466,933	57,774	507,583	62,803
代行協会員報酬 (注 8)	466,933	57,774	507,583	62,803
事務代行会社報酬 (注 5)	217,534	26,915	210,492	26,044
専門家報酬	84,707	10,481	79,517	9,839
印刷費用	75,572	9,351	78,616	9,727
受託会社報酬 (注 5)	25,431	3,147	28,078	3,474
保管会社報酬 (注 5)	17,584	2,176	12,620	1,561
管理会社報酬 (注 6)	1,968	244	1,695	210
負債合計 (買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く。)	9,398,651	1,162,895	14,650,747	1,812,737
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	1,183,691,587	146,458,160	1,492,697,650	184,691,480

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト・ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

（ケイマン籍の投資信託）

包括利益計算書

（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2015年4月30日に 終了した6ヶ月間		2014年10月31日に 終了した年度	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
収益				
受取配当金	29,529,941	3,653,740	68,854,046	8,519,311
受取利息	18,811	2,327	48,430	5,992
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引 に係る実現純損失	(76,979,595)	(9,524,685)	(41,689,491)	(5,158,241)
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引 に係る未実現評価益／（損）の純変動額	(38,027,725)	(4,705,170)	13,327,482	1,649,009
割戻報酬（注7）	1,999,157	247,356	5,082,072	628,805
収益／（損失）合計	(83,459,411)	(10,326,433)	45,622,539	5,644,877
営業費用				
投資顧問会社報酬（注6）	2,620,707	324,260	6,509,300	805,396
代行協会員報酬（注8）	2,620,707	324,260	6,509,300	805,396
事務代行会社報酬（注5）	509,857	63,085	1,224,957	151,564
受託会社報酬（注5）	65,518	8,107	164,917	20,405
保管会社報酬（注5）	37,409	4,629	69,990	8,660
専門家報酬	18,825	2,329	83,295	10,306
管理会社報酬（注6）	10,246	1,268	19,998	2,474
前払登録費用	1,317	163	3,058	378
印刷費用	—	—	49,643	6,142
営業費用合計	5,884,586	728,100	14,634,458	1,810,721
営業利益／（損失）	(89,343,997)	(11,054,533)	30,988,081	3,834,155
金融費用				
買戻可能受益証券保有者に対する 分配（注4）	(86,851,429)	(10,746,127)	(201,861,875)	(24,976,370)
営業による買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の減少	(176,195,426)	(21,800,660)	(170,873,794)	(21,142,215)

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト・ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
（ケイマン籍の投資信託）
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	（米ドル）	（千円）
2013年10月31日現在	1,673,815,610	207,101,205
買戻可能受益証券の発行手取金	364,944,493	45,154,582
買戻可能受益証券の買戻支払金	(375,188,659)	(46,422,093)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(170,873,794)	(21,142,215)
2014年10月31日現在	1,492,697,650	184,691,480
買戻可能受益証券の発行手取金	81,382,729	10,069,485
買戻可能受益証券の買戻支払金	(214,193,366)	(26,502,145)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(176,195,426)	(21,800,660)
2015年4月30日現在	1,183,691,587	146,458,160

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
（ケイマン籍の投資信託）
キャッシュ・フロー計算書
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2015年4月30日に 終了した6ヶ月間		2014年10月31日に 終了した年度	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(176,195,426)	(21,800,660)	(170,873,794)	(21,142,215)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少の営業活動における現金収入（支出）への調整：				
買戻可能受益証券保有者に対する分配	86,851,429	10,746,127	201,861,875	24,976,370
金融資産の購入	(50,000,000)	(6,186,500)	(70,000,000)	(8,661,100)
金融資産の売却手取金	266,661,284	32,994,001	167,203,839	20,688,131
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る実現純損失	76,979,595	9,524,685	41,689,491	5,158,241
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る未実現評価（益）／損の純変動額	38,028,687	4,705,289	(13,336,182)	(1,650,086)
投資対象ファンドからの割戻報酬に係る未収金の減少	99,609	12,325	26,034	3,221
前払金の（増加）／減少	(1,494)	(185)	148	18
その他の未払金の減少	(69,522)	(8,602)	(112,245)	(13,888)
営業活動による現金収入（純額）	<u>242,354,162</u>	<u>29,986,480</u>	<u>156,459,166</u>	<u>19,358,693</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー				
買戻可能受益証券保有者に対して支払われた分配	(86,851,429)	(10,746,127)	(201,861,875)	(24,976,370)
買戻可能受益証券の発行手取金	81,713,461	10,110,407	377,590,965	46,719,330
買戻可能受益証券の買戻支払金	(217,305,646)	(26,887,228)	(377,091,156)	(46,657,489)
財務活動による現金支出（純額）	<u>(222,443,614)</u>	<u>(27,522,948)</u>	<u>(201,362,066)</u>	<u>(24,914,528)</u>
現金および現金同等物の純増加／（減少）	19,910,548	2,463,532	(44,902,900)	(5,555,836)
現金および現金同等物の期首残高	<u>121,495,847</u>	<u>15,032,681</u>	<u>166,398,747</u>	<u>20,588,517</u>

現金および現金同等物の期末残高	141,406,395	17,496,213	121,495,847	15,032,681
営業活動によるキャッシュ・フローに係る 補足情報				
受取配当金	29,529,941	3,653,740	68,854,046	8,519,311
受取利息	18,811	2,327	48,430	5,992
	29,548,752	3,656,067	68,902,476	8,525,303

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト・ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

財務書類に対する注記

2015年4月30日に終了した6ヶ月間（未監査）および2014年10月31日に終了した年度

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

注1 - 組織

ノムラ・マスター・セレクト・ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、ノムラ・マスター・セレクト（「トラスト」）のオープン・エンド型のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの子会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）との間で締結された、ケイマン諸島の信託法に基づく2009年8月7日付マスター信託証書に基づき設立された。また、2010年11月2日、受託会社と管理会社との間で、ファンドに関する修正追補証書が締結された。管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）をファンドの投資顧問会社として任命している。ファンドは、2009年10月26日にその運用を開始した。

トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島 KY1-1106、グランド・ケイマン、フォート・ストリート、バターフィールド・ハウス、私書箱2330である。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に基づく投資信託として認可されており、したがって、ケイマン諸島金融庁の規制下にある。

ファンドの投資目的は、米ドル建て債務証券で構成されるポートフォリオのパフォーマンスを異なる通貨で追求することである。

豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）および米ドル受益証券（米ドル建て）の各クラスは、それぞれの通貨でパフォーマンスを追求する。

米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券は米ドル建てであるが、米ドル（豪ドル）受益証券は豪ドルで、米ドル（リアル）受益証券はブラジルリアルでパフォーマンスを追求する。

投資顧問会社は、主としてフィデリティ・ファンズ-USハイ・イールド・ファンド（「投資対象ファンド」）の投資証券に投資を行うこと、同時に一定の為替取引（注記2.7）を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、2019年10月31日（「強制買戻日」）に償還する予定である。ファンドは、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合早期に償還することがある。さらに、ファンドは、信託証書に記載されたその他の場合において早期に償還（または期限が延長）されることがある。

注2 - 重要な会計方針の要約

これらの財務書類の作成にあたって適用された重要な会計方針は、以下のとおりである。

表示の基準 - 財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）および取得原価主義に基づいて作成されているが、損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債の再評価により修正されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、重要な会計上の見積りを行う必要があり、また、経営陣の判断を要する。IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、経営陣による見積りおよび仮定が必要となるが、これは、財務書類の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼすものである。かかる見積りおよび仮定は、過去の経験および現状において妥当と判断される将来事象の予測を含むその他の要因に基づいている。

2.1 2014年11月1日より施行される新基準および修正基準

2012年10月、IASBは、IFRS第10号の修正基準 - 「連結財務諸表」、IFRS第12号の修正基準 - 「他の事業体に対する持分の開示」およびIAS第27号の修正基準 - 「個別財務諸表」を公表し、これらにより、すべての子会社は連結されるべきものとするIFRS第10号の原則に除外が導入された。当該修正基準は、投資事業体を定義し、投資事業体である親会社に、特定の子会社に行う投資を、当該子会社を連結せず、IFRS第9号 - 「金融商品」（またはIFRS第9号が適用されていない場合、IAS第39号 - 「金融商品：認識及び測定」）に従い、損益計算書を通じて公正価額で測定することを義務付けている。その結果IASBは、IAS第27号について、投資事業体が子会社に行う投資もまた、個別財務諸表にて損益計算書を通じて公正価額で測定するよう義務付けるための修正を行う決定を下した。IASBはまた、投資事業体の個別財務諸表の開示要件を同様に修正し、投資事業体が、その唯一の財務諸表として個別財務諸表を作成する場合、かかる投資事業体は、別途IFRS第12号で要求される子会社に対する持分に関する開示を行うことが引き続き適切であると言及している。事業体は、2014年1月1日以降に開始する事業年度より、当該修正基準を適用することが義務付けられている。

2011年12月、IASBは、IAS第32号の修正基準 - 「金融資産および金融負債の相殺」を公表した。当該修正基準により「現時点において法的拘束力のある相殺権」の意味が明確化され、また純額決済と同等とみなされる一部の総額決済システムが明確化された。当該修正基準は、2014年1月1日以降に開始する事業年度より施行されている。

2011年12月、IASBは、IFRS第7号の修正基準 - 「開示 - 金融資産および金融負債の相殺」を公表した。当該修正基準は、事業体の財務書類の利用者が、純額決済取引（当該事業体の認識されている金融資産および金融負債に関連する相殺権を含む。）が当該事業体の財務状況に与える影響または潜在的な影響を評価することを可能にする情報を提供するため、開示要件を修正したものである。当該修正基準は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行される。当該新基準により追加の開示が義務付けられたが、ファンドの財務状況または実績への影響は生じなかった。

2.2 公表された新基準、新修正基準および新解釈のうち、2015年4月30日に終了した会計年度においては公表されているが未施行であり、早期適用されていないもの

2018年1月1日以降に開始する事業年度より施行されるIFRS第9号 - 「金融商品」は、事業体が、複合契約を含めた金融資産および金融負債をどのように分類し、測定すべきかを規定している。かかる基準は、IAS第39号の要件と比較して、金融資産の分類法および測定法を改善し、簡素化するものである。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の要件の大部分は、変更のないまま維持された。かかる基準は一貫した金融資産の分類法を適用し、金融資産の各カテゴリーに独自の分類基準があったIAS第39号における多数の金融資産のカテゴリーに代替するものである。かかる基準は、ファンドが引き続きその（長期および短期の）金融資産および金融負債を、損益計算書を通じた公正価額に分類するものと予測されるため、ファンドの財務状況または実績に重大な影響を及ぼさないと予測されている。

ファンドに重大な影響を与えると考えられる、その他の未施行の基準、解釈または既存の基準に対する修正基準は存在しない。

2.3 現金および現金同等物 - ファンドは、すべての現金および満期日まで3ヶ月以内の短期投資対象を、現金および現金同等物とみなしている。2015年4月30日および2014年10月31日現在、ファンドは、以下の現金および現金同等物の残高を保有していた。

	(単位：米ドル)	
	2015年4月30日	2014年10月31日
定期預金	141,892,620	121,513,617
現金	(486,225)	(17,770)
	<u>141,406,395</u>	<u>121,495,847</u>

2.4 売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金 - 売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金は、貸借対照表の日付現在においてそれぞれ契約締結済であるが決済または受渡しが未了の取引を表している。これらの金額は、当初公正価額で認識され、その後公正価額で測定される。

2.5 損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

ファンドは、損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産または金融負債としての投資を、投資開始時に分類する。

b) 認識 / 認識の中止

投資対象の通常の売買は、取引日、すなわちファンドが投資対象の売買を執行した日に認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が失効した場合またはファンドが所有に関する実質的にすべてのリスクおよび利益を移転した場合は、認識されない。取引費用（もしあれば）は、包括利益計算書において発生した時点で費用として計上される。

ファンドは、売買を執行した日を基準に証券取引を記録し、取得された有価証券価額は取得額を基準に認識される。実現および未実現損益は包括利益計算書の収益の部に計上される。

c) 測定

損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債は、当初公正価額で認識され、その後公正価額で測定される。かかる測定は、IFRS第13号 - 「公正価額測定」に基づき、取引市場における直近の売り値(入手可能であれば)を表す。

d) 公正価額測定

投資対象ファンドへの投資は、業界の慣行に従い投資対象ファンドの事務代行会社によって決定された、1口当りの純資産価格に基づき公正価額で評価される。ファンドの純資産価格を計算する時点で最終的な価額が決定していない場合、ファンドの投資対象ファンドへの投資推定価額を利用することができる。その未実現損益は包括利益計算書の収益の部に計上される。1口当り純資産価格に関する情報が投資対象ファンドの事務代行会社から入手できていない場合、受託会社は、投資顧問会社の助言に基づき、かかる投資対象ファンドへの投資をその他の関連情報に基づき評価する。

2.6 受取配当金および受取利息 - 受取配当金は、配当金を受領する権利が確定した時に認識される。これは通常、証券の配当落ち日である。損益計算書を通じて公正価額で測定する証券からの受取配当金は、包括利益計算書において「受取配当金」の項目に計上される。受取利息については、実効利率法に基づき包括利益計算書の「受取利息」の項目に計上される。

2.7 為替取引

機能通貨および表示通貨 - ファンドの財務書類中の項目は、機能通貨および表示通貨である米ドルで測定される。その他通貨建ての有価証券、通貨保有高およびその他資産ならびに負債の公正価額は、各営業日現在の為替レートに基づき、ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生じる通貨保有高およびその他資産ならびに負債の価格変動は、未実現為替損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価益または評価損ならびに収益および営業費用は、それぞれかかる取引の日および報告日に換算される。有価証券およびデリバティブへの投資に係る外国為替レートの変動の影響は、損益計算書において、市場価格および当該有価証券の価格の変動の影響から分離されないが、実現純利益または損失および未実現純利益または損失に含まれる。

為替先渡取引 - 投資顧問会社は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券に関し、ファンドのために一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券の資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券の5つに分けられる。豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を買う為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の状態において、NZドル受益証券に帰属する純資産額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 米ドル（豪ドル）受益証券：通常の状態において、米ドル（豪ドル）受益証券に帰属する純資産額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (d) 米ドル（リアル）受益証券：通常の状態において、米ドル（リアル）受益証券に帰属する純資産額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいブラジルリアル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

（ファンドを代理する）投資顧問会社は、通常の状態において、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。米ドル受益証券については、当該為替取引は行われない。

ファンドはまた、投資有価証券明細表の未決済為替先渡取引（ファンド合計）に含まれている為替先渡取引を行う。ファンド合計が為替先渡取引の実現および未実現損益は、ファンド内のすべての受益者に案分して割り当てられる。

為替先渡取引に係る未実現損益は、評価日に公表された情報に基づいた、契約レートと適用される先渡レートとの差額を契約の名目元本に適用することで計算される。

取引および残高 - 米ドル以外の通貨で保有される資産および負債は、貸借対照表の日付現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は、収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算される。為替取引から生じる利益および損失は、それらが発生した年度の包括利益計算書において計上され、証券価格の変動から生じる利益および損失と分離して計上しない。

2.8 未払費用 - すべての未払費用は、発生主義により包括利益計算書において認識される。

2.9 金融商品の相殺 - 損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債は相殺され、認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利があり、かつ、純額ベースで決済する意図または資産を認識すると同時に負債を決済する意図がある場合、その純総額は貸借対照表にて報告される。

2.10 受益者への分配 - 管理会社は、受益者に対する、ファンドのインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインもしくは未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を宣言することができる。受益者に対する分配は、分配基準日（注記4で定義する。）に計上される。ただし、当該分配基準日がファンド営業日（注記4で定義する。）でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

2.11 クラスの評価 - 純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券の間で、各受益証券に帰属する資産および負債（豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券に個別に割り当てられる為替取引の損益を含むが、これらに限られない。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各受益証券のそれぞれの保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社（またはその受任者）によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられる。

ファンド営業日の17時現在（ロンドン時間）の適用ある為替レートで、豪ドル受益証券に帰属する純資産価格は豪ドルに、そしてNZドル受益証券に帰属する純資産価格はNZドルに換算される。豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券の1口当り純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券に帰属する純資産の総額を豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券または米ドル（リアル）受益証券の発行済受益証券口数で除して計算される。

2.12 買戻可能受益証券 - ファンドは、保有者の選択により買戻可能な5つのクラスの受益証券を発行する。かかる受益証券は、すべてが同一ではないために金融負債に分類される。買戻可能受益証券はいつでもファンドの受益証券のクラスに起因するファンドの純資産価格に相当する現金で買戻することができる。

買戻可能受益証券は、保有者がファンドに受益証券を買戻す権利を行使した場合、貸借対照表日において買戻受益証券未払金にて計上される。

買戻可能受益証券は、その発行時または買戻時におけるファンドの受益証券1口当り純資産価格に基づき、保有者の請求により発行または買戻される。ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、買戻可能な各クラスの受益証券保有者に帰属する純資産を各クラスの発行済買戻可能受益証券の総数で除して計算される。

2.13 補償 - 受託会社、管理会社および投資顧問会社は、ファンドを代理して、様々な補償を含む特定の契約を締結する。これらの取決めに基づくファンドの最大エクスポージャーは計り知れない。しかしながら、ファンドは以前にこれらの契約に基づく損害賠償を求められたことはなく、損失のリスクはほとんどないものと予測している。

2.14 所得税（ケイマン諸島） - ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他のケイマン諸島の税金は適用されないため、財務書類中に所得税の項目は設けられていない。ファンドによって得られた受取配当金は一般的に外国の源泉徴収税を課せられる。

2.15 公正価額の見積り - ファンドは、IFRS第7号の基準を遵守している。かかる基準は、ファンドが、測定に用いる入力値の重要性を反映した公正価額ヒエラルキーを用いて公正価額測定を分類することを義務付けている。公正価額ヒエラルキーには、以下のレベルがある。

- ・レベル1の公正価額測定は、同一の資産または負債の活発な市場における（調整なしの）市場相場価格から算出される。

- ・レベル2の公正価額測定は、資産または負債に関して、直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から算出される金額）に観測可能な、レベル1における市場相場価格以外の入力値から算出される。
- ・レベル3の公正価額測定は、観測可能な市場データに基づかない、資産または負債の入力値（観測不能な入力値）を用いた評価方法により算出される。

公正価額測定全体が分類される公正価額ヒエラルキーのレベルは、公正価額測定に対して全体的に重要な影響を与える最も低いレベルの入力値を基準として決定される。このため、公正価額測定に対して全体的に入力値の公正価額に対する重要性が評価される。観測不能な入力値に基づく重要な調整を必要とする場合には、観測可能な入力値（すなわち、レベル3の測定）が使用される。特定の入力値の公正価額測定全体に対する重要性の評価には、資産または負債に特有の要因を考慮して判断することが必要となる。

「観測可能」なデータの判定には、ファンドの重要な判断が必要となる。ファンドは、直ちに入手可能であり、定期的に公表およびアップデートされ、信頼性があり、検証可能であり、かつ公である市場データで、当該市場に活発に参加している独立した情報源が提供したデータを観測可能データとして認識する。

以下の表は、2015年4月30日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価額の要約である。

(単位：米ドル)				
	(調整なしの) 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 (レベル1)	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 (レベル2)	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 (レベル3)	2015年 4月30日現在の 公正価額
金融資産				
オープン・エンド型投資法人	-	1,040,606,058	-	1,040,606,058
為替先渡取引	-	6,820,024	-	6,820,024
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融資産	-	1,047,426,082	-	1,047,426,082
金融負債				
為替先渡取引	-	2,221,796	-	2,221,796
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融負債	-	2,221,796	-	2,221,796

以下の表は、2014年10月31日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価額の要約である。

(単位：米ドル)				
	(調整なしの) 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 (レベル1)	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 (レベル2)	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 (レベル3)	2014年 10月31日現在の 公正価額
金融資産				
オープン・エンド型投資法人	-	1,376,383,112	-	1,376,383,112
為替先渡取引	-	4,782,830	-	4,782,830
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融資産	-	1,381,165,942	-	1,381,165,942
金融負債				
為替先渡取引	-	(4,292,090)	-	(4,292,090)
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融負債	-	(4,292,090)	-	(4,292,090)

2015年4月30日に終了した6ヶ月間および2014年10月31日に終了した年度中、レベル間の移動はなかった。

注3 - 金融リスク管理

リスク管理全般 - ファンドは、その業務上、市場リスク（価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク等、さまざまな金融リスクにさらされている。ファンドのリスク管理全般に係るプログラムは、金融市場の予測不可能性に着目し、ファンドの財務実績に及ぶ可能性のある悪影響の最小化を目指す。投資顧問会社は、すべてのリスク種別および業務におけるリスク・エクスポージャーに関して、リスク耐力全体の監視および測定を行う。

価格リスク - 価格リスクとは、個別の金融商品に固有の要因に起因するものであるか、市場で取引される類似の金融商品に影響を及ぼす要因に起因するものであるかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）により金融商品の公正価額または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、有価証券およびデリバティブへの投資から生じる市場価格リスクにさらされている。

以下は、投資対象ファンドの純資産価格が変動した割合に対するファンドの感応度（経営陣が合理的に起こり得ると判断する変動に対する感応度）に関する記述である。したがって、将来の価格変動は感応度分析の結果を上回ることも下回ることもあり、また、かかる変動は必ずしもファンドの純資産に対する実際の影響を示すものではない。

2015年4月30日時点において、その他すべての変数を一定として、投資対象ファンドの純資産価格が5%上昇または下落したと仮定した場合、営業利益は、52,030,303米ドルの増加または減少となったと考えられる。

2014年10月31日時点において、その他すべての変数を一定として、投資対象ファンドの純資産価格が4%上昇または下落したと仮定した場合、営業利益は、55,055,324米ドルの増加または減少となったと考えられる。

通貨リスク - 通貨リスクとは、外国為替レートの変動により、ファンドの投資対象の価値が悪影響を受けたり、ファンドのリターンが減少したりするリスクをいう。ファンドの主な投資は米ドル建てではあるが、ファンドは、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建て以外の通貨建てで、一定の資産を保有し負債を負っている。また、ファンドは、受益証券の個々のクラスおよびファンド全体に関連し為替先渡取引を行う。個々のクラスにつき締結された為替先渡取引により生じる利益および損失は、そのクラス毎に割り当てられ、ファンド全体につき締結された為替先渡取引により生じる利益および損失は、受益証券の各クラスに案分して割り当てられる。

投資顧問会社は、ファンドの為替ポジションを継続的に監視する。

以下の表は、2015年4月30日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

（単位：米ドル）

2015年4月30日 現在	現金および 現金同等物	損益計算書を通じて 公正価額で測定する 金融資産	損益計算書を通じて 公正価額で測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	903	10,201	(8,190)	(684,048)	(681,134)
日本円	(159)	-	-	-	(159)
NZドル	1,194	1,661	(4,380)	(393,094)	(394,619)
米ドル	141,404,457	1,047,414,220	(2,209,226)	(1,841,952)	1,184,767,499
	<u>141,406,395</u>	<u>1,047,426,082</u>	<u>(2,221,796)</u>	<u>(2,919,094)</u>	<u>1,183,691,587</u>

以下の表は、2014年10月31日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

（単位：米ドル）

2014年10月31日 現在	現金および 現金同等物	損益計算書を通じて 公正価額で測定する 金融資産	損益計算書を通じて 公正価額で測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	970	10,456	(197,610)	293,833	107,649
ブラジルリアル	-	4,768,877	-	-	4,768,877
ユーロ	(20,912)	-	(9)	-	(20,921)
NZドル	1,193	3,497	(4,094,471)	(196,332)	(4,286,113)
米ドル	121,514,596	1,376,383,112	-	(5,769,550)	1,492,128,158

121,495,847	1,381,165,942	(4,292,090)	(5,672,049)	1,492,697,650
-------------	---------------	-------------	-------------	---------------

以下の表は、2015年4月30日および2014年10月31日における外国為替の変動に対するファンドの資産および負債の感応度の要約である。この分析は、その他すべての変数を一定として、該当する外国為替レートが米ドルに対して以下の表に記載された割合で上昇/低下したという仮定に基づいている。これは、経営陣が、過去の当該外国為替レートの変動を考慮して算出した、合理的に起こり得る当該レートの変動の最も正確な推定値である。買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産のかかる増減は、主に、為替先渡取引（損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債に分類される。）における公正価額の変動によるものである。

（単位：米ドル）

通貨	合理的に 起こり得る 変動	2015年 4月30日	通貨	合理的に 起こり得る 変動	2014年 10月31日
豪ドル	+/-10%	+/- 49,103,332	豪ドル	+/-8%	+/- 48,823,145
ブラジルレアル	+/-19%	+/- 28,035,155	ブラジルレアル	+/-12%	+/- 44,453,442
NZドル	+/-2%	+/- 3,841,434	NZドル	+/-6%	+/- 9,845,539
日本円	+/-7%	+/- 11	ユーロ	+/-8%	+/- 1,761

金利リスク - 金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価額または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、実勢市場金利の変動がその財務状態およびキャッシュ・フローに及ぼす影響に関連したリスクにさらされている。ファンドの金融資産および金融負債は、現金および現金同等物を除き無利息であるため、ファンドは、実勢市場金利の変動による多額のリスクにさらされていない。過剰な現金および現金同等物は、短期市場金利で投資される。

2015年4月30日および2014年10月31日現在、ファンドの現金および現金同等物は満期日まで1ヶ月未満であり、ファンドのその他の資産および負債は無利息である。

信用リスク - ファンドは、信用リスクにさらされている。これは、相手方当事者または金融機関がファンドに対する金融債務を履行することができないリスクである。

2015年4月30日および2014年10月31日現在のすべての金融資産に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の現金および現金同等物ならびに為替先渡取引に係る未実現利益の帳簿価額である。ファンドは、担保その他の信用補完を受けていない。ファンドは、保有する現金資源をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（グランドケイマン）、オーストラリア・ニュージーランド銀行（ロンドン）（ムーディーズ格付：Aa2）および三菱東京UFJ銀行（グランドケイマン）（ムーディーズ格付：Aa3）を含めた信用度の高い金融機関に預け入れることによって信用リスクを管理している。

さらに、ファンドは、その投資対象について、保管会社を利用することで信用リスクにさらされている。保管会社が破綻または支払不能に陥った場合、保管会社において保管されている投資対象に関するファンドの権利が遅延または制限されることがある。

ファンドは、主な投資対象である投資対象ファンドに関する信用リスクに間接的にさらされている。投資対象ファンドが主に投資する債権の種類は、高いリスクにさらされており、最低格付水準を満たす義務はなく、国際的に認められているどの格付業者からも信用格付を付与されていない場合がある。

流動性リスク - 流動性リスクとは、ファンドが金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクをいう。

ファンドは、買戻可能受益証券の買戻しを日々行うため、著しい流動性リスクにさらされている。ファンドは、その資産を主に投資対象ファンドに投資することにより、このリスクを管理している。投資対象ファンドは、現時点ではファンドがファンドの資産を日次ベースで換金することを認めているが、将来においてもかかる流動性の条件が存続するという保証はない。

また、ファンドは、為替先渡取引に伴う契約上の現金流出に関連する流動性リスクにもさらされている。しかしながら、投資有価証券明細表に記載のとおり、かかる流出は対応する為替先渡取引によって純額ベースで管理されている。

以下の表は、ファンドの金融負債を、貸借対照表における契約上の満期日までの残存期間に基づきグループ化して分析している。本表の金額は、契約上の割引前のキャッシュ・フローである。

（単位：米ドル）

2015年4月30日現在	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上	合計
未払金：				
買戻受益証券	5,820,193	-	-	5,820,193
投資顧問会社報酬	466,933	-	-	466,933
代行協会員報酬	466,933	-	-	466,933
事務代行会社報酬	217,534	-	-	217,534
専門家報酬	84,707	-	-	84,707
印刷費用	75,572	-	-	75,572
受託会社報酬	25,431	-	-	25,431
保管会社報酬	17,584	-	-	17,584
管理会社報酬	1,968	-	-	1,968
契約上の資金支出（総額 決済済デリバティブを除く。）	7,176,855	-	-	7,176,855

（単位：米ドル）

2014年10月31日現在	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上	合計
未払金：				
買戻受益証券	8,932,473	-	-	8,932,473
投資顧問会社報酬	507,583	-	-	507,583
代行協会員報酬	507,583	-	-	507,583
事務代行会社報酬	210,492	-	-	210,492
専門家報酬	79,517	-	-	79,517
印刷費用	78,616	-	-	78,616
受託会社報酬	28,078	-	-	28,078
保管会社報酬	12,620	-	-	12,620
管理会社報酬	1,695	-	-	1,695
契約上の資金支出（総額 決済済デリバティブを除く。）	10,358,657	-	-	10,358,657

資本リスク管理 - ファンドの資本は、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産によって構成されている。純資産額は、受益者の裁量によるファンドの申込みおよび買戻しが日々行われるため、日次ベースで大幅に変動する可能性がある。資本を管理する際のファンドの目的は、受益者およびその他の利害関係者に利益を還元し、ファンドの投資活動促進の支援となる強固な資本基盤を維持するために、ファンドが継続事業体として存続できるよう保護することである。資本構成の維持または調整のため、ファンドは、

- ・流動資産に関連した申込みおよび買戻しのレベルを日常的に監視し、ファンドが買戻可能受益証券保有者に支払う分配額を調整すること
 - ・ファンドの信託証書に基づき、買戻しまたは新規受益証券の発行を行うこと
- を方針に掲げている。

受託会社および投資顧問会社は、買戻可能参加受益証券の価値に基づき、資本を監視する。

取引相手方およびブローカーに関するリスク - 投資顧問会社またはその受任者がファンドの勘定で取引または投資を行う金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、経営難に陥り、ファンドに関して各々が負う債務が不履行となる可能性がある。

かかる債務不履行により、ファンドが重大な損失を被る可能性がある。また、投資顧問会社は、特定の取引を保証するために、取引相手方に対してファンドの勘定で担保を差し入れる場合がある。

ファンドは、各取引相手方とマスター・ネットティング契約を締結することにより、取引相手方の信用リスクのエクスポージャーの減少を図っている。ファンドは、マスター・ネットティング契約に基づき、取引相手方の信用度が所定の水準

を超過して低下した場合に、当該契約に基づくすべての取引を終了する権利を有する。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者による債務不履行または当該契約の解除の場合に、当該契約に基づくすべての取引を一括清算し、各取引における債務額を一方当事者から他方当事者へ支払われる１つの債務へと純額決済する権利を有する。一般的に、ファンドが店頭取引（「OTC」）デリバティブに関連する取引相手方の信用リスクによって負う最大の損失リスクは、取引相手方がファンドに差し入れた担保を超過する、未実現評価益および取引相手方による未払金の総額である。ファンドは、OTCデリバティブの取引相手方のために、一定の最低限の譲渡条項に基づき、各取引相手方に係るデリバティブ取引残高の未実現評価益の額を下回らない額の担保の差入れを要求される場合がある。差入担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に記載される。

2015年4月30日現在、ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は以下のとおりである。

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額

デリバティブ資産	取引相手方	貸借対照表に 表示されている 資産の総額*	金融商品	現金による 受入担保	純額
為替先渡取引	Brown Brothers	1	(1)	-	-
	Harriman & Co.				
	Citibank N.A.	6,820,023	(2,221,789)	-	4,598,234
		6,820,024	(2,221,790)	-	4,598,234

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額

デリバティブ負債	取引相手方	貸借対照表に 表示されている 負債の総額*	金融商品	現金による 差入担保	純額
為替先渡取引	Brown Brothers	(7)	1	-	(6)
	Harriman & Co.				
	Citibank N.A.	(2,221,789)	2,221,789	-	-
		(2,221,796)	2,221,790	-	(6)

2014年10月31日現在、ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は以下のとおりである。

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額

デリバティブ資産	取引相手方	貸借対照表に 表示されている 資産の総額*	金融商品	現金による 受入担保	純額
為替先渡取引	Brown Brothers	2	(2)	-	-
	Harriman & Co.				
	Citibank N.A.	4,782,828	(4,292,073)	-	490,755
		4,782,830	(4,292,075)	-	490,755

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額

デリバティブ負債	取引相手方	貸借対照表に 表示されている 負債の総額*	金融商品	現金による 差入担保	純額
為替先渡取引	Brown Brothers Harriman & Co.	(17)	2	-	(15)

Citibank N.A.	(4,292,073)	4,292,073	-	-
	(4,292,090)	4,292,075	-	(15)

* ファンドの方針として、貸借対照表において純額表示は行わない。

投資対象ファンド - ファンドは、主な投資対象である投資対象ファンドに関するリスクに間接的にさらされている。投資対象ファンドは、1990年6月15日にルクセンブルグ大公国にて設立され、変動資本を有する会社型投資信託として組成された、オープン・エンド型投資法人であるフィデリティ・ファンズのサブ・ファンドである。投資対象ファンドは、フィデリティ・グループの一員であるFILファンド・マネジメント・リミテッド（「投資対象ファンドマネージャー」）により運用される。2015年4月30日および2014年10月31日現在、投資対象ファンドは、24クラスの投資証券を発行していた。ファンドはクラスA-MDIST-USD投資証券に投資しており、当該投資証券の発行済投資証券数は、2015年4月30日現在で128,958,175口（投資証券1口当り純資産価格11.59米ドル）、2014年10月31日現在で158,768,294口（投資証券1口当り純資産価格11.63米ドル）であった。2015年4月30日現在の投資対象ファンドおよびクラスA-MDIST-USD投資証券の純資産総額は、それぞれ5,503,644,287米ドルおよび1,495,234,124米ドルであった。2014年10月31日現在の投資対象ファンドおよびクラスA-MDIST-USD投資証券の純資産総額は、それぞれ5,704,027,415米ドルおよび1,845,916,243米ドルであった。

投資対象ファンドは主に、米国で主たる事業活動を行う発行体の、高利回りで信用力の低い証券に投資を行うことを通じて、高水準のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインの獲得を目指している。

投資対象ファンドの目的は、投資家に対して、相対的に高いインカムとキャピタル・ゲインを通じて収益を提供することである。投資対象ファンドの資産の100%を上限に、一定の国やその他政府系機関が発行、あるいは保証する証券にも投資することができる。

投資対象ファンドは、政府、政府機関、国際機関、上場もしくは非上場会社、特別目的会社もしくは投資ピークルまたは信託などが発行することのできる債券または債務証券に投資することができる。それらは、固定利付または変動利付であり、変動利付は、実勢市場金利またはその他資産（アセット・バック証券等）のパフォーマンスにより利率が変動する可能性がある。別途明記されない限り、アセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券に投資対象ファンドの純資産の20%を超えて投資してはならない。ただし、この制限は米国政府または米国国営企業により発行または保証される証券への投資には適用されない。債券の償還日は確定している場合もあれば、発行体の裁量に従う場合もある（一部のモーゲージ債券等）。債券には、債券に付随するその他の資産に対し、転換の権利または新株引受権が付与されていることがある（転換社債等）。すべての債券または債務証券が1社または複数の格付業者により格付を付与されているわけではない。投資適格格付を下回る債券も含まれる可能性がある。

投資対象ファンドの保有資産 - 2015年4月30日現在、投資対象ファンドは、主に米ドル建ての社債に投資している。投資対象ファンドの保有資産を構成する上位10セクターは、一般消費財（純資産の20.42%）、金融（16.38%）、エネルギー（11.73%）、電気通信サービス（8.82%）、資本財・サービス（8.68%）、ヘルスケア（8.63%）、公益事業（5.77%）、素材（4.78%）、情報技術（4.76%）、および生活必需品（4.07%）である。地域別の上位5ヶ国は、米国（75.17%）、アイルランド（4.27%）、カナダ（3.54%）、ルクセンブルグ（3.35%）、および英国（2.22%）である。

2014年10月31日現在、投資対象ファンドは、主に米ドル建ての社債に投資している。投資対象ファンドの保有資産を構成する上位10セクターは、一般消費財（純資産の21.67%）、金融（16.66%）、電気通信サービス（8.95%）、資本財・サービス（8.41%）、エネルギー（8.39%）、ヘルスケア（7.68%）、公益事業（6.32%）、情報技術（5.74%）、素材（5.21%）、およびオープン・エンド型ファンド（4.83%）である。地域別の上位5ヶ国は、米国（76.49%）、アイルランド（5.98%）、ルクセンブルグ（2.81%）、英国（2.57%）およびカナダ（2.25%）である。

投資対象ファンドに関するリスク - 投資対象ファンドは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされている。投資対象ファンドの価格は、投資対象金融商品の市場価格に基づいて毎日計算される。

投資対象ファンド投資証券に対する投資に伴う特定のリスクについては、以下のとおりである。

投資対象ファンドは、長期投資をすることを前提に設計および運用されており、過度な取引は奨励されていない。投資対象ファンドは、短期または過度の売買取引によって、ポートフォリオ管理戦略が阻害されること、および費用が増加することにより、そのパフォーマンスが損なわれる可能性がある。したがって、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの販売会社は、有害とみなす取引、とりわけマーケットタイミング取引を行う者および短期もしくは過度の取引に該当する投資家またはその取引が投資対象ファンドに害を与えるもしくは与えうると投資対象ファンドおよび販売会社が判断する投資家による取引について、投資対象ファンド投資証券への買付申込みまたはスイッチングを拒否する場合がある。

投資対象ファンドの価格は、投資対象金融商品の市場価格に基づいて毎日計算される。投資対象ファンドへの投資が投資対象ファンドの基準通貨（米ドル）以外の通貨で行われる場合、為替レートの変動によりさらなるリスクが生じる可能性がある。投資対象ファンドは、発行体または取引相手方の債務不履行によっても損失を被る可能性がある。

以下は、投資対象ファンドへの投資に付随するリスクの一覧である。これらのリスクを理解し、管理するために注意が払われるものの、投資対象ファンドの投資対象に付随するリスクを最終的に負担するのは投資対象ファンドであり、ひいては投資対象ファンドの投資証券保有者であるファンドである。

過去の運用実績 - 過去の運用実績は、投資対象ファンドの将来の実績を示す指標とはならず、いかなる場合も将来におけるリターンを保証するものではない。

価格の変動 - 投資対象ファンドの投資対象は、証券およびその他の金融商品への投資に固有の市場変動およびその他のリスクにさらされる。投資対象の価格が上昇するという保証はなく、投資家が当初投資した元本額も保証されない。投資対象の価格およびそれらから得られる収益は、上がることもあれば下がることもあり、投資対象ファンドは当初投資した額を取り戻せない可能性がある。投資対象ファンドの投資目的が実際に達成されるという保証はない。

債券、債務証券および固定利付証券（ハイ・イールド債を含む。） - これらの投資対象の価格は、市場金利、発行体の信用度および流動性に左右される。債務証券に投資した投資対象ファンドの純資産価格は、金利、発行体の想定される信用度、市場の流動性および（投資対象の通貨が当該投資対象を保有する投資対象ファンドの基準通貨（米ドル）ではない場合は）為替レートの変動に応じて変化する。特に、金利の上昇により固定利付債務証券／債券の公正価額が下落する。

投資対象ファンドは、投資適格債務証券と比べて比較的金利収入水準の高いハイ・イールド債に投資することがある。ただし、保有される当該債務証券に係る価格下落リスクおよびキャピタル・ロスが発生するリスクは、より低い利回りの債務証券と比較して大幅に高くなる。

低格付証券／無格付証券 - 債務証券の信用度は、格付業者によって頻繁に評価される。中低格付証券およびそれらに相当する信用力を有する無格付証券は、高格付証券と比較して、利回りの変動が激しく、買呼値および売呼値のスプレッドが大きく、流動性プレミアムが高い上、市場心理予想の影響を受けやすく、結果としてその市場価格が大きく変動する可能性がある。格付の変更または変更予測は、利回りおよび市場価格を変動させることがあり、変動幅が大きい場合もある。

投資国の集中 - 原則として一国のみに投資するサブ・ファンドは、多くの国に分散投資するサブ・ファンドと比較して、当該国の市場リスク、政治リスク、法的リスク、経済リスクおよび社会的リスクに、より大きくさらされる。特定の国においては、外貨規制が課されるか、またはその国の市場の動きを妨げるような方法で制限が課されるリスクもある。かかる行為および資産の没収等のその他の行為により、投資対象の売買および（場合により）償還を行う能力に関して、投資対象ファンドの正常な運営が妨げられる可能性がある。投資対象ファンドの取引は、投資対象ファンドの裁量により停止されることがあり、投資家は投資対象ファンドの受益証券を取得または解約できない可能性がある。このような行為は、投資対象ファンドの投資対象の値付けの妨げとなる可能性もあり、これにより投資対象ファンドの純資産価格に重大な影響が及ぶことがある。

流動性リスク - 投資対象ファンドの資産は、通常の市況においては、主に容易に売却することのできる現金化可能な投資対象で構成される。投資対象ファンドの主な責務は、投資家が売却を希望する投資証券の換金である。原則として、投資対象ファンドは、その責務を履行できるように、現金を含む投資対象の運用を行う。かかる換金を行うのに必要な現金がない場合、保有する投資対象を売却しなければならないことがある。処分が規模がかなり大きい場合または市場の流動性が低い場合は、投資対象を売却できないか、または投資対象ファンドの純資産価格に不利な価格での売却となるリスクがある。

値付けに関するリスクおよび評価リスク - 投資対象ファンドの資産は、主に取引所または同様に検証可能な情報源から評価額を入手できる投資対象で構成される。ただし、投資対象ファンドは、相場のない投資対象および／または流動性の低い投資対象にも投資を行うことがあり、これにより誤った値付けをするリスクが増加する可能性がある。また、投資対象ファンドは、一部の市場が休日またはその他の理由で閉鎖されているときに純資産価格の計算を行うことがある。この場合およびこれに類似の場合、市場価格に関する客観的に検証可能な情報源を利用することはできず、投資対象ファンドマネージャーは、関連する投資対象の公正価格を仮定と主観的判断によって決定する公正価格プロセスを実行する。

信用リスク - 金銭が預託される機関が支払不能またはその他の財政上の困難（デフォルト）に陥った場合、投資対象は悪影響を受けることがある。また、信用リスクは、債券またはその他の債務証券の元利金の最終的な返済が不確実なことによっても発生する。いずれの場合においても、デフォルト後に一切の回復がないときは、預託金または債務証券の購入価格の全額が損失のリスクにさらされる。デフォルトのリスクは、通常、「非投資適格」として分類された債券および債務証券において最大になる。

取引相手方の信用リスクおよび決済リスク - すべての証券投資は、投資対象ファンドマネージャーが受入可能な取引相手方として承認したブローカーを通じて行われる。承認されたブローカーの一覧は定期的に見直される。取引相手方が投資対象ファンドに対する支払債務またはその他の債務を履行しない場合、損失が生じるリスクがある。例えば、取引相手方が期限の到来した支払を行わないか期限どおりに支払を行わないことにより債務不履行となる可能性がある。決済が一度も行われない場合、投資対象ファンドの被る損失額は、原契約の価格と代替契約の価格との差額になるが、契約が代替さ

れない場合は、契約が無効になった時点における当該契約の全額となる。さらに、一部の市場においては引渡しと支払の同時決済（DVP決済）ができない場合があり、この場合において投資対象ファンドが決済義務を履行したが取引相手方がその債務を履行する前にデフォルトした場合、契約の全額がリスクにさらされる。

証券化債務証券またはストラクチャード債務証券 - 投資対象ファンドは、証券化債務証券またはストラクチャード債務証券（総称して「ストラクチャード商品」）に投資することができる。当該証券は、資産担保証券、抵当担保証券、債務担保証券およびローン担保証券を含む。ストラクチャード商品は、合成的な商品にしるそれ以外の形の商品にしる、投資対象資産に対するエクスポージャーをもたらす、リスク/リターン特性は、当該投資対象資産のキャッシュフローによって決定される。かかる商品の一部は、複数の証券およびキャッシュフロー特性を伴うため、すべての市況変化の結果を確実に予測することはできない。また、かかる投資対象の価格は、ストラクチャード商品の構成要素の価格変動に左右され、非常に敏感に反応することがある。投資対象資産には、クレジットカード債権、住宅ローン債権、企業向けローン、マニファクチャード・ハウジング・ローンまたは顧客から定期的キャッシュフローを得ている会社もしくはストラクチャード・ピークルに対するあらゆる種類の債権を含む（ただし、これらに限定されない。）多様な形態がある。レバレッジを使用したストラクチャード商品は、レバレッジを使用しない場合に比べて、証券価格の変動幅が大きくなる場合がある。さらに、ストラクチャード商品への投資は、その他の証券に比べて流動性が低い場合がある。流動性を欠くことにより、資産の現在の市場価格が投資対象資産の価値から切り離されることになり、結果として、証券化商品に投資する投資対象ファンドが流動性リスクの影響をより受けやすくなる可能性がある。ストラクチャード商品の流動性は、普通債券または債務証券に比べて低くなる可能性があり、これによってポジションを売却する能力またはかかる売却が行われる時の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

モーゲージ関連証券 - 一般的に、金利が上昇すると、固定利付モーゲージ関連証券は、デューレーションが延び、金利の変動に対してより敏感になる傾向がある。この結果、モーゲージ関連証券を保有している投資対象ファンドが、金利が上昇している間にボラティリティが高くなる（期間延長リスク）可能性がある。さらに、変動および固定利付モーゲージ関連証券には、期限前返済リスクもある。金利が下がった場合、借主は予想よりも早くモーゲージの返済を行うことがある。この結果、投資対象ファンドは、かかる資金を実勢よりも低い金利で再投資しなければならない場合があるため、投資対象ファンドのリターンが減少する可能性がある。また、ストラクチャード商品への投資はその他の証券よりも流動性が低い可能性がある。流動性を欠くことにより、資産の現在の市場価格が投資対象資産の価値から切り離されることになり、結果として、ストラクチャード商品に投資する投資対象ファンドが流動性リスクの影響をより受けやすくなる可能性がある。ストラクチャード商品の流動性は、普通債券または債務証券に比べて低くなる可能性があり、これによってポジションを売却する能力またはかかる売却が行われる時の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融デリバティブ商品 - 投資対象ファンドは、その投資目的を達成するため、リスクもしくはコストを低減する、または追加的なキャッシュフローもしくは追加収益を生み出す様々な金融デリバティブ商品を使用することができる。それぞれの投資方針に詳述するとおり、投資対象ファンドは、デリバティブを幅広く、かつ/または、より複雑な戦略のために（すなわちデリバティブの能力を拡大して）用いる可能性がある。

注4 - 買戻可能受益証券

受益証券の概要 - 発行される受益証券口数は、制限が無く、無額面である。各受益証券はファンドに対する一定の受益権を表章するため、ファンドの償還時に受益者へ支払われる金額は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産総額を、かかる時点における当該クラスの発行済受益証券口数の合計で除した額に対する、当該受益者の保有持分額と等しくなる。受益証券は記名式で発行され、申込者が別途要求しない限り、券面は発行されない。ファンドの受益者名簿が受益証券の所有権の最終的な証拠となり、（要求のあった場合に）発行された券面は、かかる券面の発行日において当該受益者名簿に記載されたポジションの証拠となる。

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがある。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決される。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要がある。

受益証券の当初募集 - ファンドは、現在5つのクラスの受益証券を発行している。豪ドル受益証券は豪ドル建て、NZドル受益証券はNZドル建て、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（レアル）受益証券は米ドル建てである。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券は、豪ドル受益証券1口当り10.00豪ドルおよびNZドル受益証券1口当り10.00NZドルの当初募集価格（販売会社に支払われる上限3%の申込手数料が加算された。）にて、2009年10月5日から2009年10月23日（当日を含む。）までの期間に当初募集が行われた。米ドル受益証券は、2010年3月15日から2010年3月29日（当日を含む。）までの期間に当初募集が行われた。米ドル受益証券の当初募集価格は、米ドル受益証券1口当り10.00米ドルであった。かかる当初募集価格には、販売会社に支払われる上限3%の申込手数料が加算された。米ドル（豪

ドル）受益証券および米ドル（レアル）受益証券は、1口当り10.00米ドルの当初募集価格（販売会社に支払われる、募集価格の上限3.0%の申込手数料が加算された。）にて、2010年12月13日から2010年12月22日（当日を含む。）までの期間に当初募集が行われた。投資家の取得申込口数は、該当するクラスの受益証券100口以上であった。

受益証券の継続募集 - 豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（レアル）受益証券は、以下の期間に適格投資家に対して発行可能である。

- ・（豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券および米ドル（豪ドル）受益証券の場合）ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券および米ドル（豪ドル）受益証券についての、「ファンド営業日」）
- ・（米ドル（レアル）受益証券の場合）（ ）サンパウロ、ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、（ ）ブラジル商品先物取引所が営業を行っている日、かつ（ ）日本において販売会社が営業を行っている日、および/または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（米ドル（レアル）受益証券についての、「ファンド営業日」）

募集価格は、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格である。かかる募集価格には、販売会社に支払われる申込手数料が加算される。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル（豪ドル）受益証券は100口以上1口単位、米ドル（レアル）受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するそれより少ない口数とする。

受益証券の買戻し - 受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消することができないものとする。

分配 - 管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券または米ドル（レアル）受益証券の口数に応じて、ファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から随時分配を行うことができる。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはその他資産からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月20日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年4月30日に終了した6ヶ月間において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当り合計0.4347米ドルで総額25,265,254米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当り合計0.4143米ドルで総額9,063,775米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当り合計0.3000米ドルで総額10,443,530米ドル、米ドル（豪ドル）受益証券に対して、1口当り合計0.4800米ドルで総額4,323,868米ドル、米ドル（レアル）受益証券に対して、1口当り合計0.6000米ドルで総額37,755,002米ドルの分配を宣言し、支払った。

2014年10月31日に終了した年度において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当り合計0.9845米ドルで総額58,422,586米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当り合計0.9048米ドルで総額21,220,977米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当り合計0.6600米ドルで総額25,053,482米ドル、米ドル（豪ドル）受益証券に対して、1口当り合計0.9600米ドルで総額9,422,853米ドル、米ドル（レアル）受益証券に対して、1口当り合計1.2000米ドルで総額87,741,977米ドルの分配を宣言し、支払った。

2015年4月30日に終了した6ヶ月間における受益証券の取引および受益証券1口当り純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル 受益証券 (豪ドル)	NZドル 受益証券 (NZドル)	米ドル 受益証券 (米ドル)	米ドル (豪ドル) 受益証券 (米ドル)	米ドル (レアル) 受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	60,286,154	22,572,699	37,757,997	9,541,155	69,380,235
受益証券の発行口数	2,177,072	631,210	3,644,474	326,355	5,095,636

受益証券の買戻口数	(5,872,216)	(1,765,277)	(7,937,553)	(1,430,407)	(15,372,298)
2015年4月30日現在の 受益証券口数	56,591,010	21,438,632	33,464,918	8,437,103	59,103,573
2015年4月30日現在の 純資産総額	536,875,474	193,481,814	314,017,780	59,579,222	240,799,286
2015年4月30日現在の 受益証券1口当り 純資産価格	9.49	9.02	9.38	7.06	4.07
2015年4月30日現在の 純資産総額 （米ドルで表示）	422,413,596	146,881,703	314,017,780	59,579,222	240,799,286
2015年4月30日現在の 受益証券1口当り 純資産価格 （米ドルで表示）	7.46	6.85	9.38	7.06	4.07

2014年10月31日に終了した年度における受益証券の取引および受益証券1口当り純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル 受益証券 (豪ドル)	NZドル 受益証券 (NZドル)	米ドル 受益証券 (米ドル)	米ドル (豪ドル) 受益証券 (米ドル)	米ドル (リアル) 受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	57,772,612	24,666,778	36,088,188	9,773,495	75,142,321
受益証券の発行口数	13,285,237	2,611,101	14,272,709	2,195,246	10,329,846
受益証券の買戻口数	(10,771,695)	(4,705,180)	(12,602,900)	(2,427,586)	(16,091,932)
2014年10月31日現在の 受益証券口数	60,286,154	22,572,699	37,757,997	9,541,155	69,380,235
2014年10月31日現在の 純資産総額	590,412,387	209,231,303	360,216,010	78,456,936	372,202,441
2014年10月31日現在の 受益証券1口当り 純資産価格	9.79	9.27	9.54	8.22	5.36
2014年10月31日現在の 純資産総額 （米ドルで表示）	519,061,197	162,761,066	360,216,010	78,456,936	372,202,441
2014年10月31日現在の 受益証券1口当り 純資産価格 （米ドルで表示）	8.61	7.21	9.54	8.22	5.36

ファンドの資本額は、主にこれらの買戻可能受益証券によって構成されている。ファンドは、注記1に記載の投資目的および注記3に記載のリスク管理方針に基づき、買戻可能受益証券の買付申込代金を適切な投資対象に投資し、かつ買戻しに応じるために十分な流動性を維持するよう努める。

注5 - 受託会社、保管会社および事務代行会社報酬

当事者がその他の当事者を支配することができる場合または財務上もしくは業務上の決定を行う際にその他の当事者に多大な影響力を及ぼすことができる場合、当事者は関連しているとみなされる。当該期間中に、注記5、6および8において規定される以下の関連当事者間取引が行われた。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。受託会社は、総資産の年率0.01%の報酬を受け取る。かかる報酬は月毎に計算され、支払われ、最低年間報酬を10,000米ドルとする。2015年4月30日に終了した6ヶ月間および2014年10月31日に終了した年度中に受託会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年10月31日現在の受託会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

受託会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」）との間で保管契約を結んでいる。保管会社は取引量に基づき月毎に計算され、支払われる報酬を受け取る。2015年4月30日に終了した6ヶ月間および2014年10月31日に終了した年度中に保管会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年10月31日現在の保管会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

管理会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「事務代行会社」）との間で事務代行会社契約を結んでいる。事務代行会社は、ファンドの会計管理役務に関する報酬として、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われ、最低報酬を80,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年間最大0.08%の額を、ファンドの純資産から受け取る。2015年4月30日に終了した6ヶ月間および2014年10月31日に終了した年度中に事務代行会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年10月31日現在の事務代行会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注6 - 管理会社および投資顧問会社報酬

管理会社は年間20,000米ドルに相当する報酬を受け取る資格を有する。2015年4月30日に終了した6ヶ月間および2014年10月31日に終了した年度中に管理会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年10月31日現在の管理会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

投資顧問会社は、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる投資顧問会社報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%の額を受け取る。2015年4月30日に終了した6ヶ月間および2014年10月31日に終了した年度中に投資顧問会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年10月31日現在の投資顧問会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注7 - 投資対象ファンドに係るマネジメント報酬および割戻報酬

投資対象ファンドマネージャーは、投資対象ファンドから、その純資産価格に年率1%の割合で賦課される年間マネジメント報酬を受け取る。年間マネジメント報酬は日々計上され、月次で支払われる。投資対象ファンドマネージャーは、その裁量により随時、かかる報酬の一部または全部を放棄することができる。

ファンドは、投資対象ファンドから、投資対象ファンド投資証券の純資産価格に対して日割りで年率0.345%の割戻報酬を暦年ベースの四半期毎に米ドルで受け取る。2015年4月30日に終了した6ヶ月間および2014年10月31日に終了した年度中に投資対象ファンドマネージャーから発生した割戻報酬ならびに2015年4月30日および2014年10月31日現在の投資対象ファンドマネージャーに対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注8 - 代行協会員報酬

野村證券株式会社（「代行協会員」）は、2010年1月29日付の改訂代行協会員契約に従い代行協会員に任命された。代行協会員は、目論見書の規定に基づき算出される当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%の報酬を受け取る。代行協会員報酬は月毎に計算され、支払われる。2015年4月30日に終了した6ヶ月間および2014年10月31日に終了した年度中に代行協会員が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年10月31日現在の代行協会員に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注9 - 後発事象

経営陣は、2015年6月29日、すなわち財務書類が公表可能となった日までの後発事象の検討を行い、追加的な開示が必要となる重要な事象は存在しないと判断した。

[次へ](#)

（２）投資有価証券明細表等

ノムラ・マスター・セレクト・ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

（ケイマン籍の投資信託）

投資有価証券明細表

2015年４月30日現在（未監査）

（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

投資証券数	銘柄	純資産に	公正価額	
		占める 割合 (%)	(米ドル)	(円)
	オープン・エンド型投資法人 (87.9%)			
89,784,820	フィデリティ・ファンズ-USハイ・イールド・ファンド	87.9	1,040,606,058	128,754,187,556
	オープン・エンド型投資法人合計 (取得価額 : 995,939,842米ドル (123,227,636,650円))	87.9	1,040,606,058	128,754,187,556

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現 純評価益/ (損) (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	78	2015年５月７日	米ドル	60	1	-	1	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	73,565	2015年５月７日	米ドル	57,133	738	-	738	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	596,826	2015年５月８日	米ドル	463,733	5,747	-	5,747	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	26	2015年５月11日	米ドル	20	-	-	-	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	136,512	2015年５月11日	米ドル	106,861	506	-	506	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	219	2015年５月12日	米ドル	172	-	-	-	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	275,779	2015年５月12日	米ドル	216,632	256	-	256	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	161	2015年５月13日	米ドル	129	-	(2)	(2)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	356,488	2015年５月13日	米ドル	285,411	-	(5,066)	(5,066)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	180,148	2015年５月15日	米ドル	141,895	-	(241)	(241)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	81,631	2015年５月７日	米ドル	62,685	-	(733)	(733)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	26,880	2015年５月８日	米ドル	20,372	25	-	25	0.00
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	159	2015年５月11日	米ドル	121	-	-	-	0.00
N Z ドル	Citibank N.A.	146,124	2015年５月11日	米ドル	110,992	-	(138)	(138)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	93,822	2015年５月12日	米ドル	71,695	-	(526)	(526)	(0.00)
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	101	2015年５月13日	米ドル	78	-	(1)	(1)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	208,593	2015年５月13日	米ドル	161,106	-	(2,894)	(2,894)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	66,688	2015年５月15日	米ドル	50,652	-	(82)	(82)	(0.00)

米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	285	2015年 5 月 8 日	豪ドル	366	-	(4)	(4)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	4,785	2015年 5 月 8 日	N Z ドル	6,314	-	(6)	(6)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	193,560	2015年 5 月 8 日	豪ドル	249,113	-	(2,399)	(2,399)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	87,566	2015年 5 月11日	豪ドル	111,864	-	(415)	(415)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	2,261	2015年 5 月11日	N Z ドル	2,977	3	-	3	0.00
米ドル	Citibank N.A.	53,673	2015年 5 月12日	豪ドル	68,328	-	(63)	(63)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	162,766	2015年 5 月13日	豪ドル	203,300	2,889	-	2,889	0.00
米ドル	Citibank N.A.	90,666	2015年 5 月13日	N Z ドル	117,390	1,629	-	1,629	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	220	2015年 5 月15日	豪ドル	280	-	-	-	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	106	2015年 5 月15日	N Z ドル	140	-	-	-	0.00
米ドル	Citibank N.A.	37,199	2015年 5 月15日	豪ドル	47,227	63	-	63	0.00
米ドル	Citibank N.A.	2,609	2015年 5 月15日	N Z ドル	3,435	4	-	4	0.00
						11,861	(12,570)	(709)	
						(1,467,562円)	((1,555,286)円)	((87,725)円)	(0.00)

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価益 / （損） （米ドル）	純資産に 占める 割合 （％）
豪ドル	Citibank N.A.	551,207,440	2015年 5 月28日	米ドル	430,095,039	3,086,667 (381,913,308円)	- (-円)	3,086,667 (381,913,308円)	0.26

未決済為替先渡取引（N Z ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価益 / （損） （米ドル）	純資産に 占める 割合 （％）
N Z ドル	Citibank N.A.	191,345,413	2015年 5 月28日	米ドル	147,159,356	- (-円)	(2,209,226) ((273,347,533)円)	(2,209,226) ((273,347,533)円)	(0.19)

未決済為替先渡取引（米ドル（豪ドル）受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価益 / （損） （米ドル）	純資産に 占める 割合 （％）
豪ドル	Citibank N.A.	74,688,855	2015年 5 月28日	米ドル	58,278,070	418,245 (51,749,454円)	- (-円)	418,245 (51,749,454円)	0.04

未決済為替先渡取引（米ドル（リアル）受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価益 / （損） （米ドル）	純資産に 占める 割合 （％）
ブラジル リアル	Citibank N.A.	751,389,279	2015年 5 月28日	米ドル	244,318,324	3,303,251 (408,711,246円)	- (-円)	3,303,251 (408,711,246円)	0.28

				純資産に 占める 割合 （％）	公正価額 （米ドル）	（円）
投資有価証券明細表の要約						

オープン・エンド型投資法人合計	87.9	1,040,606,058	128,754,187,556
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.6	6,820,024	843,841,570
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(0.2)	(2,221,796)	(274,902,819)
負債を超過する現金およびその他の資産	11.7	138,487,301	17,135,033,753
純資産	100.0	1,183,691,587	146,458,160,060

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
オープン・エンド型投資法人（92.2%）				
118,347,645	フィデリティ・ファンズ-USハイ・ イールド・ファンド	92.2	1,376,383,112	170,299,882,448
オープン・エンド型投資法人合計 （取得価額：1,289,580,721米ドル （159,559,822,609円））				
		92.2	1,376,383,112	170,299,882,448

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益 / （損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	195	2014年11月 4 日	米ドル	172	-	-	-	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	306,757	2014年11月 4 日	米ドル	270,137	-	(451)	(451)	(0.00)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	82	2014年11月 5 日	米ドル	72	-	-	-	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	189,440	2014年11月 5 日	米ドル	166,864	-	(330)	(330)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	528,016	2014年11月 6 日	米ドル	467,070	-	(2,937)	(2,937)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	207,124	2014年11月 7 日	米ドル	184,045	-	(1,994)	(1,994)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	638,830	2014年11月10日	米ドル	564,200	-	(2,833)	(2,833)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	187,096	2014年11月12日	米ドル	164,574	-	(189)	(189)	(0.00)
ユーロ	Brown Brothers Harriman & Co.	597	2014年11月 6 日	米ドル	757	-	(10)	(10)	(0.00)
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	70	2014年11月 4 日	米ドル	55	-	(1)	(1)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	65,533	2014年11月 4 日	米ドル	51,503	-	(525)	(525)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	36,960	2014年11月 5 日	米ドル	29,162	-	(414)	(414)	(0.00)
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	259	2014年11月 6 日	米ドル	205	-	(4)	(4)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	252,252	2014年11月 6 日	米ドル	200,077	-	(3,893)	(3,893)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	26,825	2014年11月 7 日	米ドル	21,306	-	(446)	(446)	(0.00)
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	197	2014年11月10日	米ドル	154	-	(1)	(1)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	49,541	2014年11月10日	米ドル	38,860	-	(347)	(347)	(0.00)
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	351	2014年11月12日	米ドル	274	-	(1)	(1)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	169,738	2014年11月12日	米ドル	132,277	-	(351)	(351)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	102,666	2014年11月 4 日	豪ドル	116,583	172	-	172	0.00
米ドル	Citibank N.A.	725	2014年11月 4 日	N Z ドル	923	7	-	7	0.00
米ドル	Citibank N.A.	237,387	2014年11月 5 日	豪ドル	269,505	470	-	470	0.00

米ドル	Citibank N.A.	51,034	2014年11月 5 日	N Z ドル	64,680	725	-	725	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	71	2014年11月 6 日	豪ドル	80	-	-	-	0.00
米ドル	Citibank N.A.	535,965	2014年11月 6 日	豪ドル	605,901	3,370	-	3,370	0.00
米ドル	Citibank N.A.	10,407	2014年11月 6 日	N Z ドル	13,121	202	-	202	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	148	2014年11月 7 日	豪ドル	167	2	-	2	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	25	2014年11月 7 日	N Z ドル	31	-	-	-	0.00
米ドル	Citibank N.A.	328,589	2014年11月 7 日	豪ドル	369,795	3,560	-	3,560	0.00
米ドル	Citibank N.A.	44,082	2014年11月 7 日	N Z ドル	55,500	923	-	923	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	74	2014年11月10日	豪ドル	84	-	-	-	0.00
米ドル	Citibank N.A.	491,731	2014年11月10日	豪ドル	556,775	2,469	-	2,469	0.00
米ドル	Citibank N.A.	181,662	2014年11月10日	N Z ドル	231,593	1,624	-	1,624	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	402	2014年11月12日	豪ドル	457	-	-	-	0.00
米ドル	Citibank N.A.	360,945	2014年11月12日	豪ドル	410,340	414	-	414	0.00
米ドル	Citibank N.A.	5,767	2014年11月12日	N Z ドル	7,400	15	-	15	0.00

13,953	(14,727)	(774)	
(1,726,405円)	(1,822,172円)	(95,767円)	(0.00)

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価益／（損） （米ドル）	純資産に 占める 割合 （％）
豪ドル	Citibank N.A.	615,206,103	2014年11月25日	米ドル	540,262,292	- （ - 円）	(164,473) （ (20,350,244)円）	(164,473) （ (20,350,244)円）	(0.01)

未決済為替先渡取引（N Z ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価益／（損） （米ドル）	純資産に 占める 割合 （％）
N Z ドル	Citibank N.A.	218,467,419	2014年11月25日	米ドル	173,691,363	- （ - 円）	(4,088,487) （ (505,868,497)円）	(4,088,487) （ (505,868,497)円）	(0.27)

未決済為替先渡取引（米ドル（豪ドル）受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価益／（損） （米ドル）	純資産に 占める 割合 （％）
豪ドル	Citibank N.A.	91,278,169	2014年11月25日	米ドル	80,158,751	- （ - 円）	(24,403) （ (3,019,383)円）	(24,403) （ (3,019,383)円）	(0.00)

未決済為替先渡取引（米ドル（リアル）受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価 （損） （米ドル）	未実現 純評価益／（損） （米ドル）	純資産に 占める 割合 （％）
ブラジル リアル	Citibank N.A.	912,449,710	2014年11月25日	米ドル	365,180,172	4,768,877 （ 590,053,151円）	- （ - 円）	4,768,877 （ 590,053,151円）	0.32

投資有価証券明細表の要約	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
		(米ドル)	(円)
オープン・エンド型投資法人合計	92.2	1,376,383,112	170,299,882,448
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.3	4,782,830	591,779,556
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(0.3)	(4,292,090)	(531,060,296)
負債を超過する現金およびその他の資産	7.8	115,823,798	14,330,878,527
純資産	100.0	1,492,697,650	184,691,480,235

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約5,085万円）で、2015年５月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約339万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年５月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝135.61円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第１条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第５条第２項および別表Ⅰに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第５条第４項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2015年５月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約2.1兆円です。

（2015年５月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,695,133,938.74米ドル
		1	303,104,632.14ユーロ
		2	3,059,818,580.13豪ドル
		1	118,678,104.45カナダドル
		1	683,952,722.94ニュージーランドドル
		1	61,232,215.23英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	18	1,689,533,209.14米ドル
		7	165,662,289.78ユーロ
		13	518,288,239,574.01円
		9	913,722,123.55豪ドル
		4	51,247,815.02カナダドル
		5	352,664,148.40ニュージーランドドル
		3	21,553,577.97英ポンド

ケイマン諸島	その他のファンド	19	886,055,986.70米ドル
		1	333,920,349.37南アフリカ・ランド
		1	18,721,382.51ユーロ
		29	36,700,779,743.90円
		7	785,736,516.06豪ドル
		3	230,456,669.93ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2009年8月7日付マスター信託証書および2009年8月7日付追補証書（2010年1月22日付、2010年11月2日付および2015年3月13日付の修正追補証書により修正済。）（以下合わせて「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任し、解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとしますが、過去または現在の受益者から補償を受ける権利については、この限りではありません。

（３）その他

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2015年5月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.61円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年 3 月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2015年 3 月31日		2014年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		401,155	54,401	432,756	58,686
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	11	8,050,201	1,091,688	7,788,467	1,056,194
		8,451,356	1,146,088	8,221,223	1,114,880
前払費用		18,750	2,543	29,489	3,999
資産合計		8,470,106	1,148,631	8,250,712	1,118,879
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	50,854	375,000	50,854
準備金					
法定準備金	4	37,500	5,085	37,500	5,085
その他準備金	4	1,130,000	153,239	1,290,000	174,937
繰越損益	4	5,255,936	712,757	3,899,759	528,846
当期損益	4	633,681	85,933	1,196,177	162,214
		7,432,117	1,007,869	6,798,436	921,936
引当金					
納税引当金	5	807,746	109,538	1,222,740	165,816
		807,746	109,538	1,222,740	165,816
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	204,352	27,712	206,301	27,976
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,249	11,171	1,515
社会保障債務		16,681	2,262	12,064	1,636
		230,243	31,223	229,536	31,127

負債合計

8,470,106

1,148,631

8,250,712

1,118,879

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2015年3月31日終了年度		2014年3月31日終了年度	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用					
その他対外費用	10、11	379,754	51,498	242,513	32,887
人件費					
給与および賃金	9	811,587	110,059	757,768	102,761
給与および賃金にかかる 社会保障費	9	71,873	9,747	67,087	9,098
その他営業費用		25,000	3,390	10,417	1,413
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額		1,916	260	—	—
所得税	5	110,827	15,029	167,619	22,731
当期利益		633,681	85,933	1,196,177	162,214
費用合計		2,034,638	275,917	2,441,581	331,103
収益					
純売上高	1	2,025,472	274,674	2,275,971	308,644
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	18,582
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、11	9,166	1,243	28,587	3,877
収益合計		2,034,638	275,917	2,441,581	331,103

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年3月31日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年3月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルクの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2014年6月10日に行われた年次総会により、2008年の資産税準備金の全額である305,000ユーロが取り崩され、2014年度の資産税準備金として145,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルクの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルクの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注6 - 買掛債権

2015年3月31日および2014年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - その他利息およびその他金融収益

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	—	3,047
	9,166	28,587

注8 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261
	—	137,023

注9 - スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中、当社は6名を雇用していた。
2014年3月31日現在、当社の従業員は6名であった。

注10 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント報酬	45,224	—
海外規制費用	104,173	119,228
その他費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注12 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在、約16,039百万ユーロである（2014年：15,250百万ユーロ）。

注13 - 受取保証

当社は2014年4月23日に、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日をもって終了した。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques			
and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		<u>8,451,356</u>	<u>8,221,223</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>29,489</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	633,681	1,196,177
		<u>7,432,117</u>	<u>6,798,436</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	807,746	1,222,740
		<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		16,681	12,064
		<u>230,243</u>	<u>229,536</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		633,681	1,196,177
TOTAL CHARGES		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	9,166	28,587
TOTAL INCOME		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year 's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 – Staff

During the year ended March 31, 2015 , the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 – Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約9,317億円）を上限とします。

N Zドル受益証券 100億N Zドル（約9,002億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆1,927億円）を上限とします。

米ドル（豪ドル）受益証券 100億米ドル（約1兆1,927億円）を上限とします。

米ドル（リアル）受益証券 100億米ドル（約1兆1,927億円）を上限とします。

（後略）

< 訂正後 >

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約9,483億円）を上限とします。

N Zドル受益証券 100億N Zドル（約8,875億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆2,373億円）を上限とします。

米ドル（豪ドル）受益証券 100億米ドル（約1兆2,373億円）を上限とします。

米ドル（リアル）受益証券 100億米ドル（約1兆2,373億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

（前略）

野村證券株式会社	代行協会員および 日本における販売会社	2010年1月29日付で管理会社との間で改訂代行協 会員契約（以下「代行協会員契約」といいま す。）（注4）を締結。日本における代行協会員 業務について規定しています。 管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注 5）を締結。日本における受益証券の販売業務お よび買戻しの取次業務について規定しています。
----------	------------------------	--

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

野村證券株式会社	代行協会員および 日本における販売会社	2010年1月29日付で管理会社との間で改訂代行協 会員契約(2015年5月20日付(2015年6月26日付 で効力発生)で修正済)(以下「代行協会員契 約」といいます。)(注4)を締結。日本におけ る代行協会員業務について規定しています。 管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注 5)を締結。日本における受益証券の販売業務お よび買戻しの取次業務について規定しています。
----------	------------------------	---

(後略)

管理会社の概要

<訂正前>

(前略)

()資本金の額(2015年2月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ(約5,012万円)で、2015年2月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約334万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2015年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=133.65円)によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

()資本金の額(2015年5月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ(約5,085万円)で、2015年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約339万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=135.61円)によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

(4) ファンドに係る法制度の概要

() 準拠法の名称

<訂正前>

トラストは、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂済)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2013年改訂済)(その後の改正を含みます。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)および本規則(以下に定義します。)により規制されています。

<訂正後>

トラストは、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂済)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)および本規則(以下に定義します。)により規制されています。

2 投資方針

（４）分配方針

< 訂正前 >

管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券または米ドル（リアル）受益証券の口数に応じて、ファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から随時分配を行うことができます。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはその他資産からも分配を行うことができます。管理会社（またはその受任者）は、2015年7月までは毎月20日時点、2015年8月以降は毎月15日時点（以下それぞれを「分配基準日」といいます。）の受益者に対し、毎月分配を行う予定です。なお、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定です。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

（後略）

< 訂正後 >

管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券または米ドル（リアル）受益証券の口数に応じて、ファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から随時分配を行うことができます。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはその他資産からも分配を行うことができます。管理会社（またはその受任者）は、毎月15日時点（以下「分配基準日」といいます。）の受益者に対し、毎月分配を行う予定です。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定です。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

（後略）

3 投資リスク

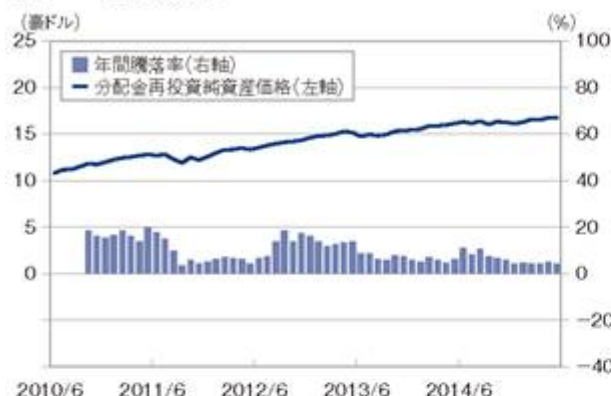
（参考情報）

本項を以下のとおり更新します。

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

豪ドル受益証券



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	19.72%	50.98%	47.81%	27.08%	17.74%	21.40%	15.56%
最小値	3.56%	-14.35%	-7.66%	-18.19%	-20.66%	-12.75%	-6.20%
平均値	9.60%	9.17%	14.82%	6.39%	-0.70%	4.66%	4.65%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年6月から2015年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(豪ドルベース)

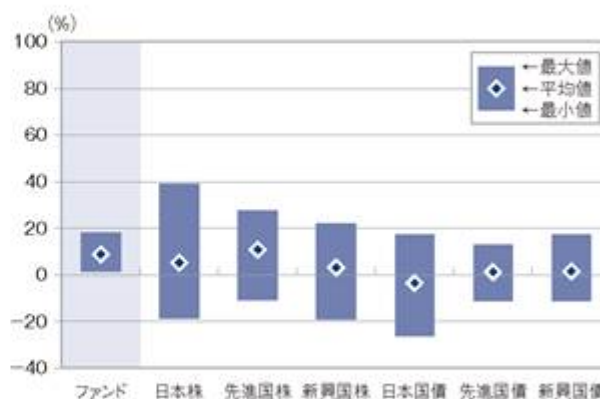
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

NZドル受益証券



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	17.90%	39.85%	27.67%	22.05%	17.33%	12.82%	17.45%
最小値	1.25%	-18.83%	-11.02%	-19.07%	-26.10%	-11.04%	-11.33%
平均値	8.84%	5.22%	10.83%	3.10%	-3.55%	1.20%	1.51%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年6月から2015年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(NZドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)

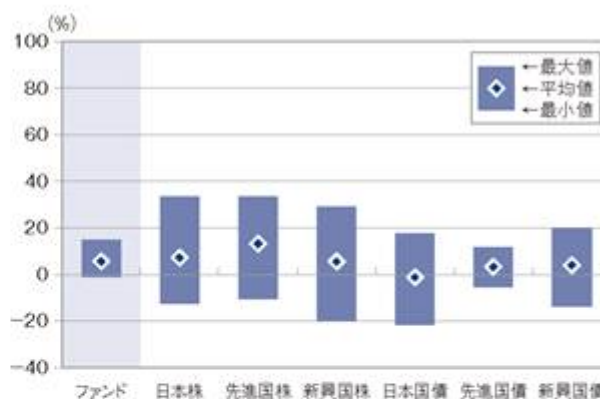
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

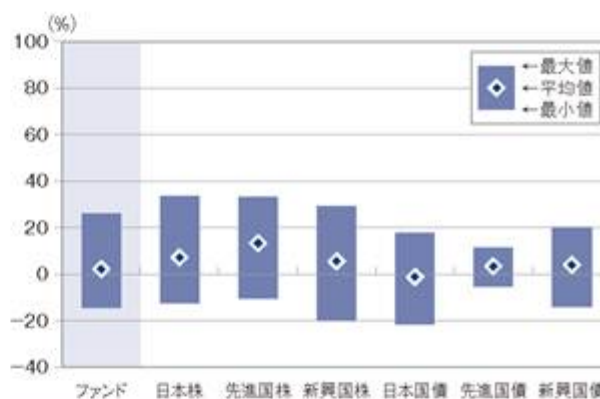
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

米ドル受益証券



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	14.96%	33.59%	33.32%	29.18%	17.54%	11.49%	20.18%
最小値	-0.87%	-12.50%	-10.51%	-20.06%	-21.58%	-5.46%	-13.81%
平均値	5.66%	7.22%	13.27%	5.58%	-1.18%	3.35%	4.02%

米ドル(豪ドル)受益証券



	米ドル(豪ドル) 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	26.18%	33.59%	33.32%	29.18%	17.54%	11.49%	20.18%
最小値	-14.38%	-12.50%	-10.51%	-20.06%	-21.58%	-5.46%	-13.81%
平均値	2.19%	7.22%	13.27%	5.58%	-1.18%	3.35%	4.02%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年6月から2015年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(米ドルベース)

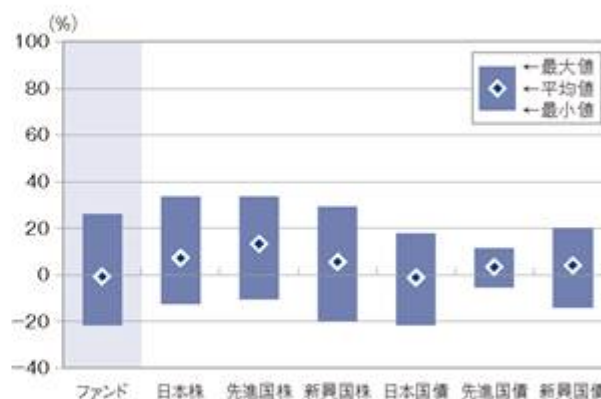
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

米ドル(リアル) 受益証券



	米ドル(リアル) 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	25.83%	33.59%	33.32%	29.18%	17.54%	11.49%	20.18%
最小値	-21.38%	-12.50%	-10.51%	-20.08%	-21.58%	-5.48%	-13.81%
平均値	-0.72%	7.22%	13.27%	5.58%	-1.18%	3.35%	4.02%

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年6月から2015年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)（配当込）

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（米ドルベース）

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）

日本国債…シティ日本国債インデックス（米ドルベース）

先進国債…シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし）（米ドルベース）

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（米ドルベース）

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2015年4月30日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2015年7月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2015年7月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

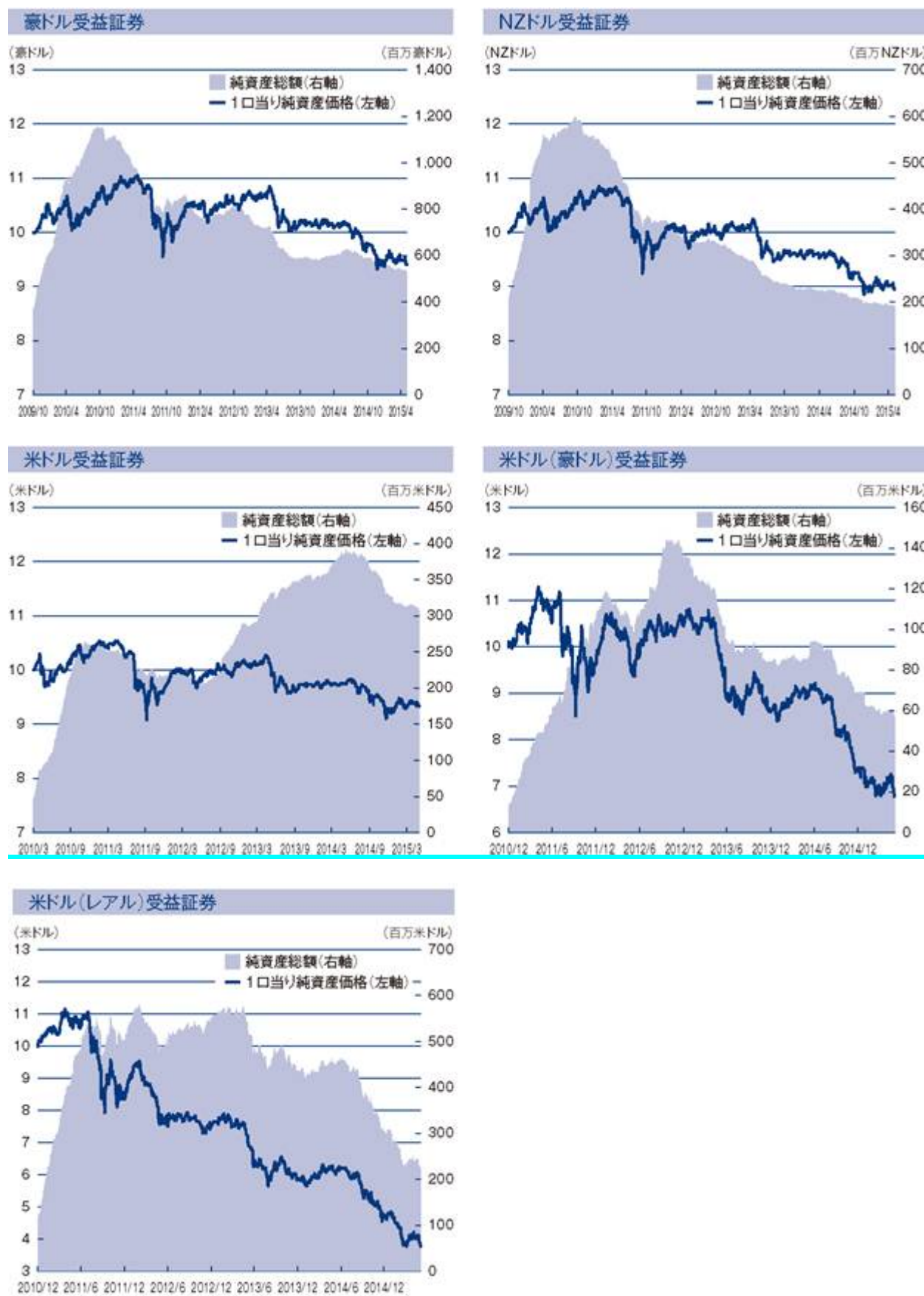
5 運用状況

（３）運用実績

（参考情報）

本項を以下のとおり更新します。

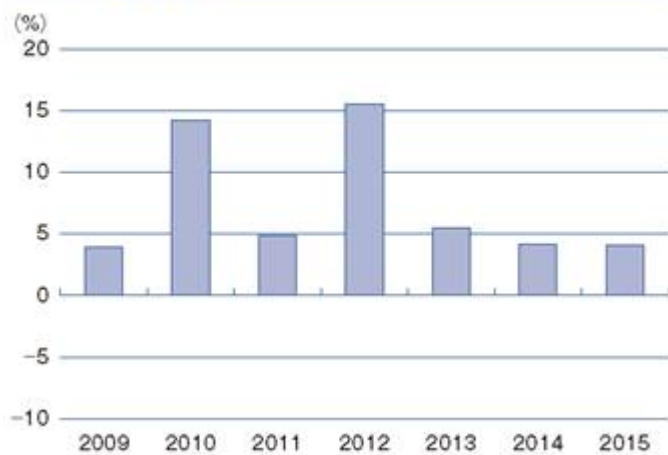
純資産総額および１口当りの純資産価格の推移（2015年５月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）

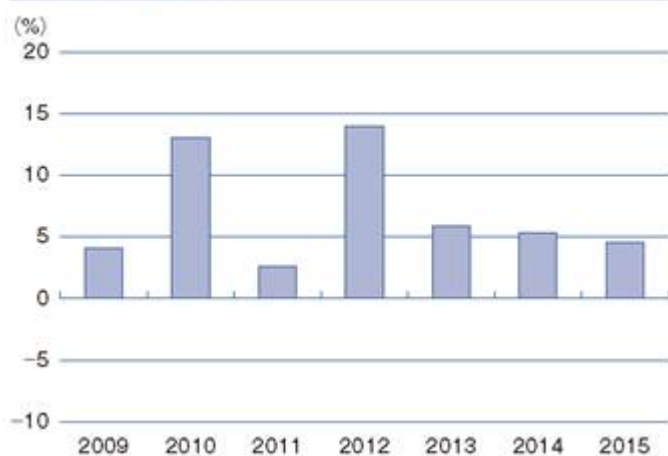
2009年は10月26日から、2015年は5月末日まで

豪ドル受益証券



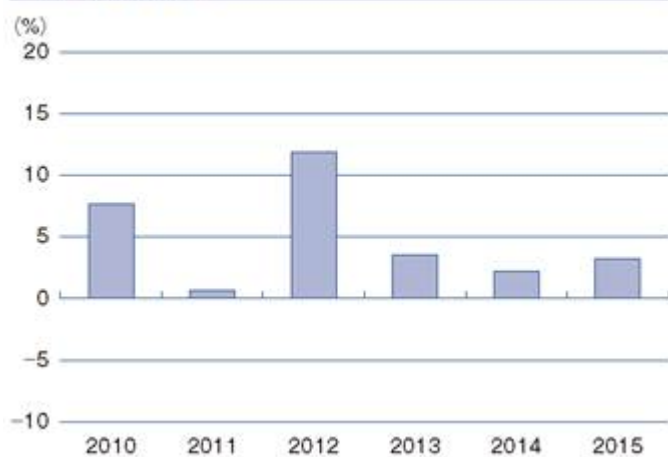
2009年は10月26日から、2015年は5月末日まで

NZドル受益証券



2010年は3月30日から、2015年は5月末日まで

米ドル受益証券



2010年は12月27日から、2015年は5月末日まで



2010年は12月27日から、2015年は5月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

分配金に対する税金は考慮されておりません。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売手続等

マネー・ロンダリング防止規制

< 訂正前 >

（前略）

受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求することができます。ただし、随時改訂される、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（2013年改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）における免除規定が、受託会社、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に適用される特定の場合を除きます。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な身元確認を要求しないことがあります。

（中略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2014年改正）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2011年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求することができます。ただし、随時改訂される、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）における免除規定が、受託会社、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に適用される特定の場合を除きます。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な身元確認を要求しないことがあります。

（中略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2014年改正）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

（後略）

5 受益者の権利等

（３）本邦における代理人

<訂正前>

（前略）

弁護士 田中 収
同 乙黒 亮祐
同 吉田 菜摘子

東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

<訂正後>

（前略）

弁護士 田中 収
同 松本 あかね

東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

第三部 特別情報

第１ 管理会社の概況

１ 管理会社の概況

（３）役員および従業員の状況

<訂正前>

（2015年 2 月末日現在）

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デビュティー・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス （Jean-François Caprasse）	取締役兼 コンダクティング・オ フィサー	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット （Alan Frederick Crutchett）	取締役	-
アーンスト・アンド・ヤング・ ソシエテ・アノニム （Ernst & Young Société Anonyme）	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

（注）2015年 2 月末日現在、管理会社の従業員は 6 名です。

<訂正後>

（2015年 5 月末日現在）

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
----	---------	--------

増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デビュティー・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カブラス （Jean-François Caprasse）	取締役兼 業務執行役員	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット （Alan Frederick Crutchett）	取締役	-
ヴィルジニ・ラグランジュ （Virginie Lagrange）	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤング・ ソシエテ・アノニム （Ernst & Young Société Anonyme）	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

（注）2015年5月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2007年改訂済）の下で規制されていた。

（中略）

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

（中略）

4. 投資信託の現行要件

（中略）

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得したまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（中略）

- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2013年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

（中略）

5．投資信託管理者

（中略）

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（中略）

- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2013年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

（中略）

10．CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

（中略）

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
(b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改正）または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。

（中略）

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

（中略）

- 12.3 秘密関係（保護）法（2009年改正）第5(3)条

（中略）

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

（中略）

- 14.7 管理事務代行会社

（中略）

- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委

託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2013年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

（中略）

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2011年改訂済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。

（後略）

<訂正後>

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2015年改訂済）の下で規制されていた。

（中略）

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

（中略）

4. 投資信託の現行要件

（中略）

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得したまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（中略）

- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

（中略）

5. 投資信託管理者

（中略）

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（中略）

- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

（中略）

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

（中略）

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
(b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改正）または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。

（中略）

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

（中略）

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改正）第5(3)条

（中略）

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

（中略）

14.7 管理事務代行会社

（中略）

- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

（中略）

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）別紙２第３項に記載される活動が含まれる。

（後略）